

議案第160号

指定管理者の指定について

三室中央公園の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和7年9月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 さいたま市緑区大字三室1305番1の一部
- (2) 名 称 三室中央公園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市緑区東浦和1丁目21番地3
- (2) 名 称 ヌゥパーク共同企業体
- (3) 代表者 株式会社内田緑化興業
代表取締役 殿井 正仁

3 指定する期間

令和7年10月25日から令和27年9月30日まで